

## 第2回呉市・川尻町合併協議会次第

平成15年2月19日(水)14時  
すこやかセンターくれ1階 多目的ホール

1 挨拶 会長 小笠原 臣 也  
副会長 渡 邊 正 弘

2 開 会

3 会議録署名委員の指名

4 議 案 議案第 3号 平成15年度呉市・川尻町合併協議会予算

5 協議事項

基本的な項目に関する協議事項

協議第 3号 合併の方式

協議第 4号 合併の時期

協議第 5号 財産及び公の施設の取扱い

協議第 6号 議会の議員の定数及び任期の取扱い

協議第 7号 農業委員会の取扱い

協議第 8号 地方税の取扱い

協議第 9号 一般職の職員の身分の取扱い

協議第10号 特別職の身分の取扱い

協議第11号 行政組織機構の取扱い

協議第12号 一部事務組合等の取扱い

協議第13号 使用料・手数料等の取扱い

協議第14号 公共的団体等の取扱い

協議第15号 各種団体への補助金・交付金等の取扱い

協議第16号 町字名の取扱い

協議第17号 慣行の取扱い

市町村建設計画の作成に関する協議事項

協議第18号 新市建設計画

6 その他

7 挨拶 中 田 清 和 委 員  
綿 野 成 泰 委 員

9 閉 会

## 第2回呉市・川尻町合併協議会出席者

### (呉市)

会長	呉市長	小笠原臣也
委員	呉市助役	川崎初太郎
委員	呉市助役	赤松俊彦
委員	呉市議会議長	中田清和
委員	呉市議会副議長	石山講
委員	呉市議会広域行政対策特別委員会委員長	岩原棕
委員	呉市議会広域行政対策特別委員会副委員長	石崎元成
委員	呉商工会議所専務理事	岩城公順
委員	呉市自治会連合会会長	梅河内秀登
委員	呉市女性連合会副会長	馬場理子
委員	呉市社会教育委員兼公民館運営審議会委員	平田久夫
委員	呉市PTA連合会会長	森政雄

### (川尻町)

副会長	川尻町長	渡邊正弘
委員	川尻町助役	扇谷恒範
委員	川尻町議会議長	綿野成泰
委員	川尻町議会副議長	三京玉男
委員	川尻町議会合併問題調査特別委員会委員長	大下淑光
委員	川尻町議会合併問題調査特別委員会副委員長	梶山治孝
委員	川尻商工会副会長	花本康彦
委員	川尻町自治連合会会長	河野温三子
委員	川尻町女性会会長	中舛京子
委員	川尻町社会教育委員	上治真一
委員	川尻町公民館運営審議会委員	北村正次
委員	川尻町小・中学校PTA連合会副会長	森川泰博

### (広島県)

顧問	広島県地域事務所長	加賀美和正
----	-----------	-------

(事務局)

事務局長	呉市広域行政推進室長	芝	山	公	英
事務局参事	呉市広域行政推進室次長	中	本	克	州
事務局次長	呉市広域行政推進室主幹	佐	々	木	寛
事務局次長	川尻町企画課長	藤	吉	悦	男
事務局次長	川尻町総務課主幹	前	田	幸	治

# 第 2 回 呉市・川尻町合併協議会 議 案

議案第 3 号 平成 1 5 年度呉市・川尻町合併協議会予算・・・P 1

議案第3号 平成15年度呉市・川尻町合併協議会予算

平成15年度呉市・川尻町合併協議会予算

平成15年度呉市・川尻町合併協議会予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ9,386千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳入 (単位:千円)

款	項	金額
1 分担金及び負担金		9,380
	1 負担金	9,380
2 諸収入		6
	1 預金利子	1
	2 雑入	5
歳入合計		9,386

歳出 (単位:千円)

款	項	金額
1 協議会費		9,286
	1 協議会費	9,286
2 予備費		100
	1 予備費	100
歳出合計		9,386

平成15年度呉市・川尻町合併協議会予算事項別明細書

1 総括

(歳入) (単位:千円)

款	予算額
1 分担金及び負担金	9,380
2 諸収入	6
合計	9,386

(歳出) (単位:千円)

款	予算額
1 協議会費	9,286
2 予備費	100
合計	9,386

## 2 歳入

(単位:千円)

款 項 目	予算額	節		説 明
		区 分	金 額	
1 分担金及び負担金	9,380		9,380	
1 負担金	9,380		9,380	
1 負担金	9,380	1 市町負担金	9,380	呉 市 4,690 川尻町 4,690
2 諸収入	6		6	
1 預金利子	1		1	
1 預金利子	1	1 歳計現金預金利子	1	
2 雑入	5		5	
1 納付金	5	1 労働保険納付金	5	臨時職員分
歳入合計	9,386			

## 3 歳 出

(単位:千円)

款 項 目	予算額	節		説 明
		区 分	金 額	
1 協議会費	9,286		9,286	
1 協議会費	9,286		9,286	
1 協議会費	9,286	1 報酬	760	協議会委員報酬
		4 共済費	19	臨時職員分
		7 賃金	825	臨時職員1名
		8 報償費	473	合併記念式典記念品等
		9 旅費	226	普通旅費
		11 需用費	3,361	合併周知用パンフレット作成, 会議費用等
		12 役務費	63	通信運搬費等
		13 委託料	1,139	会議録作成業務等
		14 使用料及 び賃借料	110	会場使用料
		19 負担金,補助 及び交付金	2,310	広報啓発事業
2 予備費	100		100	
1 予備費	100		100	
1 予備費	100		100	
歳 出 合 計	9,386			



# 第 2 回 呉市・川尻町合併協議会 協 議 事 項

## 基本的な項目に関する協議事項

協議第 3 号	合併の方式	P	1
協議第 4 号	合併の時期	P	2
協議第 5 号	財産及び公の施設の取扱い	P	2
協議第 6 号	議会の議員の定数及び任期の取扱い	P	2
協議第 7 号	農業委員会の取扱い	P	3
協議第 8 号	地方税の取扱い	P	3
協議第 9 号	一般職の職員の身分の取扱い	P	4
協議第 10 号	特別職の身分の取扱い	P	4
協議第 11 号	行政組織機構の取扱い	P	4
協議第 12 号	一部事務組合等の取扱い	P	5
協議第 13 号	使用料・手数料等の取扱い	P	5
協議第 14 号	公共的団体等の取扱い	P	6
協議第 15 号	各種団体への補助金・交付金等の取扱い	P	6
協議第 16 号	町字名の取扱い	P	7
協議第 17 号	慣行の取扱い	P	7

## 市町村建設計画の作成に関する協議事項

協議第 18 号	新市建設計画	P	8
----------	--------	---	---

## ( 参考資料 )

資料 1	任意協議会と法定協議会	P	1 2
資料 2	「市町村の合併の特例に関する法律 ( 合併特例法 )」( 昭和 4 0 年法律第 6 号 ) の概要	P	1 3
資料 3	合併形態による相違点	P	1 8
資料 4	市町村合併の手続きの概要	P	1 9
資料 5	呉市行政機構図及び川尻町組織図	P	2 0

## 基本的な項目に関する協議事項

### 協議第3号「合併の方式」～ 協議第17号「慣行の取扱い」

	協議事項	内容	市・町の現状及び参考資料	調整方針（合併協定案）																					
1	協議第3号 合併の方式	合併の形態	<p>編入合併又は新設合併。 合併の形態により、市の名称・特別職・議会議員・農業委員会委員・条例規則等の取扱いが違ってくる。 地方自治法第7条の市町村の廃置分合及び境界変更に係る所定の手続きが必要である。</p> <p>・人口、世帯及び面積</p> <table border="1" data-bbox="678 608 1308 775"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>呉市</th> <th>川尻町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H12 国調人口</td> <td>203,159 人</td> <td>10,380 人</td> </tr> <tr> <td>H14,3 月末住基人口</td> <td>202,628 人</td> <td>10,425 人</td> </tr> <tr> <td>H14,3 月末住基世帯数</td> <td>86,993 世帯</td> <td>3,809 世帯</td> </tr> <tr> <td>面積(H13.10.1 現在)</td> <td>146.37 k m<sup>2</sup></td> <td>16.85 k m<sup>2</sup></td> </tr> </tbody> </table> <p>・歴史</p> <table border="1" data-bbox="678 842 1599 1217"> <tbody> <tr> <td data-bbox="678 842 801 1046">呉市</td> <td data-bbox="801 842 1039 1046">                     明治35(1902)年 昭和3(1928)年 昭和16(1941)年 昭和31(1956)年 平成14(2002)年                 </td> <td data-bbox="1039 842 1599 1046">                     和庄町・荘山田村・宮原村・二川町の4町村が合併し、市制施行 吉浦町・阿賀町・警固屋町を編入 広村・仁方町を編入 天応町・昭和村・郷原村を編入 市制施行100周年                 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="678 1046 801 1217">川尻町</td> <td data-bbox="801 1046 1039 1217">                     大正11(1922)年 昭和25(1950)年 昭和31(1956)年 昭和33(1958)年 平成12(2000)年                 </td> <td data-bbox="1039 1046 1599 1217">                     町制を施行 野呂山が瀬戸内海国立公園に指定される 郡の再編成により賀茂郡から豊田郡になる 安登村の一部を編入し、現川尻町となる 安芸灘大橋完成                 </td> </tr> </tbody> </table> <p>別紙資料2（「市町村の合併の特例に関する法律」の概要）P13 別紙資料3（合併形態による相違点）P18</p>	項目	呉市	川尻町	H12 国調人口	203,159 人	10,380 人	H14,3 月末住基人口	202,628 人	10,425 人	H14,3 月末住基世帯数	86,993 世帯	3,809 世帯	面積(H13.10.1 現在)	146.37 k m <sup>2</sup>	16.85 k m <sup>2</sup>	呉市	明治35(1902)年 昭和3(1928)年 昭和16(1941)年 昭和31(1956)年 平成14(2002)年	和庄町・荘山田村・宮原村・二川町の4町村が合併し、市制施行 吉浦町・阿賀町・警固屋町を編入 広村・仁方町を編入 天応町・昭和村・郷原村を編入 市制施行100周年	川尻町	大正11(1922)年 昭和25(1950)年 昭和31(1956)年 昭和33(1958)年 平成12(2000)年	町制を施行 野呂山が瀬戸内海国立公園に指定される 郡の再編成により賀茂郡から豊田郡になる 安登村の一部を編入し、現川尻町となる 安芸灘大橋完成	豊田郡川尻町を廃し、その区域を呉市に編入する編入合併とする。
項目	呉市	川尻町																							
H12 国調人口	203,159 人	10,380 人																							
H14,3 月末住基人口	202,628 人	10,425 人																							
H14,3 月末住基世帯数	86,993 世帯	3,809 世帯																							
面積(H13.10.1 現在)	146.37 k m <sup>2</sup>	16.85 k m <sup>2</sup>																							
呉市	明治35(1902)年 昭和3(1928)年 昭和16(1941)年 昭和31(1956)年 平成14(2002)年	和庄町・荘山田村・宮原村・二川町の4町村が合併し、市制施行 吉浦町・阿賀町・警固屋町を編入 広村・仁方町を編入 天応町・昭和村・郷原村を編入 市制施行100周年																							
川尻町	大正11(1922)年 昭和25(1950)年 昭和31(1956)年 昭和33(1958)年 平成12(2000)年	町制を施行 野呂山が瀬戸内海国立公園に指定される 郡の再編成により賀茂郡から豊田郡になる 安登村の一部を編入し、現川尻町となる 安芸灘大橋完成																							

	協議事項	内容	市・町の現状及び参考資料	調整方針（合併協定案）																					
2	協議第4号 合併の時期	合併の期日	<p>法定協議会において、適時期を決定する。 合併の効力は、総務大臣の告示により発生する。</p> <p>・最近の合併市町村</p> <table border="1"> <tr> <td>・新潟県新潟市（新潟市・黒埼町）</td> <td>H13. 1. 1</td> </tr> <tr> <td>・茨城県潮来市（潮来町・牛堀町）</td> <td>H13. 4. 1</td> </tr> <tr> <td>・岩手県大船渡市（大船渡市・三陸町）</td> <td>H13.11.15</td> </tr> <tr> <td>・香川県さぬき市（津田町・大川町・志度町・寒川町・長尾町）</td> <td>H13. 4. 1</td> </tr> <tr> <td>・茨城県つくば市（つくば市・荃崎町）</td> <td>H14.11. 1</td> </tr> </table> <p>別紙資料4（市町村合併の手続きの概要）P19</p>	・新潟県新潟市（新潟市・黒埼町）	H13. 1. 1	・茨城県潮来市（潮来町・牛堀町）	H13. 4. 1	・岩手県大船渡市（大船渡市・三陸町）	H13.11.15	・香川県さぬき市（津田町・大川町・志度町・寒川町・長尾町）	H13. 4. 1	・茨城県つくば市（つくば市・荃崎町）	H14.11. 1	合併の期日は、平成16年4月1日とする。											
・新潟県新潟市（新潟市・黒埼町）	H13. 1. 1																								
・茨城県潮来市（潮来町・牛堀町）	H13. 4. 1																								
・岩手県大船渡市（大船渡市・三陸町）	H13.11.15																								
・香川県さぬき市（津田町・大川町・志度町・寒川町・長尾町）	H13. 4. 1																								
・茨城県つくば市（つくば市・荃崎町）	H14.11. 1																								
3	協議第5号 財産及び公の施設の取扱い	町庁舎，学校，町有地，公用車，債権，基金など	<p>・呉市・川尻町における財産及び公の施設の概要（H13決算）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>呉市</th> <th>川尻町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土地</td> <td>9,465,104 m<sup>2</sup></td> <td>5,594,332 m<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td>建物</td> <td>707,991 m<sup>2</sup></td> <td>51,483 m<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td>財政調整基金</td> <td>2,866,994千円</td> <td>806,195千円</td> </tr> <tr> <td>減債基金</td> <td>673,910千円</td> <td>55,281千円</td> </tr> <tr> <td>その他目的基金</td> <td>1,504,107千円</td> <td>285,662千円</td> </tr> <tr> <td>起債残高</td> <td>83,248,760千円</td> <td>5,717,860千円</td> </tr> </tbody> </table>		呉市	川尻町	土地	9,465,104 m <sup>2</sup>	5,594,332 m <sup>2</sup>	建物	707,991 m <sup>2</sup>	51,483 m <sup>2</sup>	財政調整基金	2,866,994千円	806,195千円	減債基金	673,910千円	55,281千円	その他目的基金	1,504,107千円	285,662千円	起債残高	83,248,760千円	5,717,860千円	川尻町の財産及び公の施設は、すべて呉市に引き継ぐものとする。
	呉市	川尻町																							
土地	9,465,104 m <sup>2</sup>	5,594,332 m <sup>2</sup>																							
建物	707,991 m <sup>2</sup>	51,483 m <sup>2</sup>																							
財政調整基金	2,866,994千円	806,195千円																							
減債基金	673,910千円	55,281千円																							
その他目的基金	1,504,107千円	285,662千円																							
起債残高	83,248,760千円	5,717,860千円																							
4	協議第6号 議会の議員の定数及び任期の取扱い	議員の定数及び任期	<p>合併特例法第6条・第7条に取扱規定あり。 定数特例（選挙区を設けての増員選挙）や在任特例など。</p> <p>・平成14年3月現在の議員数及び任期（4年間）</p> <table border="1"> <tr> <td>呉市</td> <td>34人（法定数44人），～平成15年4月30日</td> </tr> <tr> <td>川尻町</td> <td>16人（法定数26人），～平成15年4月29日</td> </tr> </table> <p>・定数特例を採用した場合の増員数 増員数 = 呉市条例定数34人 × (町12年国調人口 / 呉市12年国調人口) 34人 × (10,380 / 203,159) = 1.74 2人</p>	呉市	34人（法定数44人），～平成15年4月30日	川尻町	16人（法定数26人），～平成15年4月29日	議会の議員については、合併特例法の規定により、呉市の議会の議員の残任期間に相当する期間に限り、川尻町の区域により選挙区を設けるものとし、当該選挙区において選挙すべき議会の議員の定数は2人とする。																	
呉市	34人（法定数44人），～平成15年4月30日																								
川尻町	16人（法定数26人），～平成15年4月29日																								

	協議事項	内容	市・町の現状及び参考資料	調整方針（合併協定案）																					
5	協議第7号 農業委員会の取扱い	委員の定数及び任期	<p>合併特例法第8条及び農業委員会等に関する法律第3条に取扱規定あり。 選挙による委員の在任特例など。 平成14年3月31日現在の選挙人名簿記載数 呉市 3,542人 川尻町 385人 ・平成14年7月末現在の委員数及び任期（3年間）</p> <table border="1"> <tr> <td>呉市</td> <td>20人(うち選挙による委員定数16人)</td> <td>平成17年7月31日</td> </tr> <tr> <td></td> <td>( " 実数15人)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>川尻町</td> <td>15人(うち選挙による委員定数12人)</td> <td>平成17年7月19日</td> </tr> <tr> <td></td> <td>( " 実数12人)</td> <td></td> </tr> </table> <p>市町の長が別に協議して定める数の決め方 市町の農業委員会選挙人名簿記載数を基に、選挙委員定数1人当たりの選挙人数により按分した場合。</p> <p>川尻町：町登載者数 / (市登載者数 / 市選挙委員定数) 385人 / (3,542人 / 16人) = 1.74人 2人</p>	呉市	20人(うち選挙による委員定数16人)	平成17年7月31日		( " 実数15人)		川尻町	15人(うち選挙による委員定数12人)	平成17年7月19日		( " 実数12人)		<p>川尻町農業委員会は、呉市農業委員会に統合する。</p> <p>合併特例法第8条第1項の規定により、川尻町農業委員会の選挙による委員のうち2人に限り、呉市農業委員会の委員の残任期間、引き続き呉市農業委員会の選挙による委員として在任する。</p>									
呉市	20人(うち選挙による委員定数16人)	平成17年7月31日																							
	( " 実数15人)																								
川尻町	15人(うち選挙による委員定数12人)	平成17年7月19日																							
	( " 実数12人)																								
6	協議第8号 地方税の取扱い	個人町民税，法人町民税，固定資産税，特別土地保有税，軽自動車税，たばこ税，都市計画税など	<p>合併特例法第10条に取扱規定あり。 急激な変化への対応措置として、合併する日の属する年度及びこれに続く5年度の不均一課税が認められている。</p> <p>・現在の課税状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>呉市</th> <th>川尻町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>住民税均等割</td> <td>2,500円</td> <td>2,000円</td> </tr> <tr> <td>法人税割</td> <td>14.7%</td> <td>12.3%</td> </tr> <tr> <td>固定資産税</td> <td>1.5%</td> <td>1.4%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>H15.4.1～ 1.4%</td> <td></td> </tr> <tr> <td>都市計画税</td> <td>0.2%</td> <td>課税なし</td> </tr> <tr> <td></td> <td>H15.4.1～ 0.3%</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		呉市	川尻町	住民税均等割	2,500円	2,000円	法人税割	14.7%	12.3%	固定資産税	1.5%	1.4%		H15.4.1～ 1.4%		都市計画税	0.2%	課税なし		H15.4.1～ 0.3%		<p>地方税は、呉市の制度に統一する。 ただし、両市町で税率の異なるものについては、合併特例法第10条第1項の規定により、合併が行われた日の属する年度及びこれに続く5年度は不均一課税を実施する。</p>
	呉市	川尻町																							
住民税均等割	2,500円	2,000円																							
法人税割	14.7%	12.3%																							
固定資産税	1.5%	1.4%																							
	H15.4.1～ 1.4%																								
都市計画税	0.2%	課税なし																							
	H15.4.1～ 0.3%																								

	協議事項	内容	市・町の現状及び参考資料	調整方針（合併協定案）				
7	協議第9号 一般職の職員の身分の取扱い	町職員の身分	<p>合併特例法第9条に取扱規定あり。 編入される町の一般職の職員は，引き続き新市の職員として身分が保障される。</p> <p>・平成14年4月1日現在，市町の職員数</p> <table border="1"> <tr> <td>呉市</td> <td>川尻町</td> </tr> <tr> <td>2,501人</td> <td>104人</td> </tr> </table>	呉市	川尻町	2,501人	104人	<p>川尻町の一般職の職員は，すべて呉市の職員として引き継ぐものとする。</p> <p>職員の任免，給与その他身分の取扱いについては，呉市の職員と不均衡が生じないように公正に取り扱うものとする。</p>
呉市	川尻町							
2,501人	104人							
8	協議第10号 特別職の身分の取扱い	特別職（町長，助役，収入役，教育長）行政委員会など	<p>合併特例法に特に取扱規定はない。</p> <p>・市町長の任期</p> <table border="1"> <tr> <td>呉市長</td> <td>～平成17年11月18日</td> </tr> <tr> <td>川尻町長</td> <td>～平成19年1月14日</td> </tr> </table>	呉市長	～平成17年11月18日	川尻町長	～平成19年1月14日	<p>川尻町の特別職の身分の取扱いについては，両市町の長が別に協議して定める。</p>
呉市長	～平成17年11月18日							
川尻町長	～平成19年1月14日							
9	協議第11号 行政組織機構の取扱い	行政組織，機構	<p>現町役場等の合併後の位置付けや組織体制の在り方等を決めていく必要がある。</p> <p>別紙資料5（呉市行政機構図・川尻町組織図）P20</p>	<p>川尻町役場は，支所とする。</p> <p>ただし，組織については，住民生活に急激な変化を来すことのないよう配慮し，段階的に再編，見直しを図る。</p> <p>川尻町に置かれている附属機関は，廃止するが，合併後の附属機関の在り方については，必要により適切な措置を行うものとする。</p>				

	協議事項	内容	市・町の現状及び参考資料	調整方針（合併協定案）
10	協議第12号 一部事務組合等の 取扱い	芸南衛生組合，豊田郡滞納整理組合，呉広域行政事務組合，広島県町村退職手当組合，町村議員共済組合，その他協議会など	合併に伴い町の法人格が消滅するため，広域行政事務を共同で行っている関係自治体と協議の上，その取扱いを決めていく必要がある。 川尻町は安浦町と「芸南衛生組合」を設立（事務局・処理施設ともに安浦町内）し，業者委託により，し尿処理を行っている。	川尻町が加入している一部事務組合等については，合併の日の前日をもって脱退する。 ただし，芸南衛生組合については，新市において合併の日に当該組合に加入するものとする。
11	協議第13号 使用料・手数料等の 取扱い	戸籍・住民票・印鑑等証明書交付手数料，税務手数料，各種施設使用料，し尿・ごみ収集処理手数料，水道料金，下水道使用料など	市町の間で同一目的の施設や同一種類の事務について，使用料や手数料が違う場合，あらかじめその取扱いについて調整を図る必要がある。 戸籍，住民票等の交付手数料にはほとんど違いはないが，文化，スポーツ等の各種施設使用料には独自性があり，違いが見られる。	使用料は，呉市の制度に統一する。 ただし，コミュニティ関係，保健・福祉関係及び文化・スポーツ関係等の施設使用料については，現行のとおりとする。  手数料は，呉市の制度に統一する。

	協議事項	内容	市・町の現状及び参考資料	調整方針（合併協定案）
12	協議第14号 公共的団体等の取扱い	（財）川尻町観光開発公社，社会福祉協議会，商工会，漁業協同組合，女性会，老人クラブ連合会，体育協会など	合併特例法第16条第8項に，「合併関係市町村の区域内の公共的団体等（農協，漁協，商工会，女性会等）は，市町の合併に際しては，合併市町村の一体性の速やかな確立に資するため，その統合整備を図るように努めなければならない。」と努力義務が定められている。 川尻町では（財）川尻町観光開発公社を設置している。	公共的団体等については，合併後一元化することが望ましいものもあることから，それぞれの実情を尊重しながら，次のとおり調整を図るものとする。 （1）両市町に共通している団体は，合併時に統合するよう調整に努める。 （2）独自の目的を持った団体は，自主的な判断にゆだねる。 （3）統合に時間を要する団体は，将来統合するよう調整に努める。
13	協議第15号 各種団体への補助金・交付金等の取扱い	自治会連合会，老人クラブ連合会，女性会，子ども会連合会等補助金など	各種団体に交付している補助金や交付金は，合併に当たって制度の調整が必要になる。過去の経緯や実情を考慮し，その必要性や効果，さらに財政状況等に配慮しつつ，その取扱いについて検討していく必要がある。	各種団体等に交付している補助金等については，合併後統一を図ることが望ましいものもあることから，過去の経緯や実情に配慮した上で，新市において検討することとし，当面，次のとおり調整を図るものとする。 （1）両市町における同一又は同種の補助金等については，合併時に統合するよう調整に努める。 （2）町独自の補助金等については従来の実績を尊重し，市域全体の均衡を保つよう調整に努める。

	協議事項	内容	市・町の現状及び参考資料	調整方針（合併協定案）																					
14	協議第16号 町字名の取扱い	町字名の調整	<p>町名及び字名は、地域の歴史や文化がしみ込んだ、住民に大変愛着が深いものであり、町の意向を尊重して決めていくことになる。</p> <p>・川尻町の区域の名称（平成3・4年で住居表示実施）</p> <table border="1"> <tr> <td>東 1～4丁目</td> <td>小仁方1～2丁目</td> <td>板 休</td> </tr> <tr> <td>西 1～6丁目</td> <td>大 原</td> <td>小 用</td> </tr> <tr> <td>小用1～2丁目</td> <td>岩 戸</td> <td></td> </tr> <tr> <td>久筋1～3丁目</td> <td>柳 迫</td> <td></td> </tr> <tr> <td>久俊1～3丁目</td> <td>後 懸</td> <td></td> </tr> <tr> <td>原山1～3丁目</td> <td>真光地</td> <td></td> </tr> <tr> <td>森 1～4丁目</td> <td>才野谷</td> <td></td> </tr> </table>	東 1～4丁目	小仁方1～2丁目	板 休	西 1～6丁目	大 原	小 用	小用1～2丁目	岩 戸		久筋1～3丁目	柳 迫		久俊1～3丁目	後 懸		原山1～3丁目	真光地		森 1～4丁目	才野谷		川尻町の町字名については、町の意向を尊重し、決定する。
東 1～4丁目	小仁方1～2丁目	板 休																							
西 1～6丁目	大 原	小 用																							
小用1～2丁目	岩 戸																								
久筋1～3丁目	柳 迫																								
久俊1～3丁目	後 懸																								
原山1～3丁目	真光地																								
森 1～4丁目	才野谷																								
15	協議第17号 慣行の取扱い	町章、町旗、町民憲章、町の花木、鳥、各種行事など	<p>川尻町では、町章・町旗・町民憲章、町の花「つつじ」、町の木「くす」、町の鳥「うぐいす」を定めている。</p> <p>各種慣行については、地域の伝統文化との結びつきが強く、しっかり受け継いでいくべきものであるが、新市の一体性の確保という観点から、統一できるものはできるだけ早く統一していくことが必要である。</p> <p>呉市では、市徽章、記念日（10/1）、市歌、市民憲章、市民の花（つばき）、市民の木（かし）を制定し、又は議決している。</p>	慣行の取扱いについては、原則として呉市の制度に統一する。																					



# 市町村建設計画の作成に関する協議事項

## 協議第18号 新市建設計画

### 呉市・川尻町合併建設計画（素案）の概要 「まちづくりの基本方針」

#### 1 計画策定の趣旨

呉市・川尻町合併建設計画の策定に当たっては、第3次川尻町総合計画及び関連計画である第2次川尻町国土利用計画の理念を継承するとともに、第3次呉市長期総合計画との整合を図り、新市のまちづくりの目標を定め総合的な「まちづくりビジョン」を示します。

また、このまちづくりの目標に基づき、両市町の合併後の新市を建設していくための基本方針を定めるとともに、この方針に基づいた総合的、計画的な施策項目を定めて、その実現を図ることにより、両市町の速やかな一体化を促進し、地域の均衡ある発展と市民福祉の向上を図ろうとするものです。

#### 2 まちづくりの目標

##### (1) 瀬戸内海の多彩な資源を活かした海洋都市圏の形成

新呉市は、中国・四国地域における海洋拠点都市、広島都市圏の東部拠点都市、そして、未来を創造する高度技術工業集積地域としての機能を充実させ、さらに、国内外との多様な交流拠点機能、定住機能、滞在機能など各地域の特性を活かした機能の分担を図ることで、圏域の一体化と一層の発展を実現させます。

また、新市建設に当たっては、「海と港」及び「ものづくり」を原点とし発展してきた圏域の特性や学術研究機関などの人的資源、さらには、歴史・文化資源や豊かな自然など多彩な地域資源を最大限活用しながら、自立した都市圏の形成を目指します。

##### (2) 産・学・住・遊のバランスのとれた都市的空間が享受できる都市の形成

拠点都市としてふさわしい産業業務機能や情報通信機能の充実など高次都市機能を強化するとともに、総合的な交通体系の整備、臨海部の有効活用、多様な交流機能の充実を図りながら産業創造を図ります。

さらには、自然環境を保全、活用、創造するとともに環境に調和した市民が安心して生活できる住環境の整備をはじめ、新しい潮流の中で21世紀の課題に対応したまちづくりを進め、市民が誇りと魅力を感じることができる都市を形成していきます。

### 3 まちづくりの基本方針

#### (1) 誰もが活躍できる健康福祉都市の形成

21世紀のキーワードの一つである「少子高齢化」に対応するため、情報技術の活用を図りながら、保健・医療・福祉の地域拠点の整備をはじめ、健康づくりの推進、地域福祉推進体制の強化や地域福祉施設の整備を進め体系的な健康福祉づくりを支援するとともに、住民自治と市民協働を進め、市民のライフステージに合わせた、市民誰にも優しく、また、誰もが健康でいきいきと活躍できる都市環境の整備・充実を図ります。

#### (2) 自然環境に調和した環境共生・文化都市の形成

新市の財産である、海・山・川の自然を最大限活かしながら都市と自然との調和を大切にしたい災害に強いまちづくりを推進するため、情報通信ネットワークをはじめ、ハード・ソフト面の充実を図ります。

また、自然と人間が共生し持続的発展を可能とする「人と地球に優しく環境に調和したゼロエミッション（廃棄物ゼロ）都市」を目指して、循環型社会システムを構築するとともに、上下水道や生活道路などインフラ整備、緑地化、親水空間の創出などを図り、ゆとりと潤いのある居住環境の整備を進めます。

一方、教育・文化面では、人間形成の環境整備をはじめ、文化やスポーツなど生涯を通じて学び育む場を提供することにより、市民一人ひとり多様な価値観を認めあい、「住む」「働く」「学ぶ」「遊ぶ」「憩う」「育む」「癒す」などの様々な局面で、それぞれの個性や能力を十分に発揮し、世界に誇れる多様で高次・高質なライフスタイルを実現できるまちを目指します。

#### (3) 多彩な地域資源を活かした産業創造都市の形成

新市のもつ、歴史的・文化的な資源等を最大限活用しながら、(仮称)海事博物館を核とした観光振興や歴史学習の場づくりなどを積極的に推進し、圏域内外からの交流人口の増加による経済効果の波及に伴う雇用の増大を図り、活気と賑わいのあるまちを目指します。

また、学術研究機関などの人的資源、また、「海と港」及び「ものづくり」を原点とし発展してきた圏域の特性を活かし、既存産業の振興、育成はもとより、新市の立地条件や都市基盤を活用しつつ、広島国際大学や呉大学など高等教育機関や国、県、民間の試験研究機関との連携を図り、産学官の連携による新産業の創出を図ります。

#### (4) 持続的活力を持つ海洋交流都市の形成

各地域の特性を活かしながら多機能都市を形成し、地域の自立的発展を促しながら広島都市圏の東部拠点都市としてグレードの高い都市機能整備を図ります。

そのために必要な総合交通体系、情報通信基盤、港湾機能を整備するとともに、交通・情報ネットワークで有機的に結ぶことにより、新市全体が均衡ある発展と都市機能の飛躍的な向上を目指します。

( 5 ) 効率的・効果的な行財政運営

時代の変化に対応した効率的・効果的な行財政運営を目指し、事務事業や組織機構の見直しをはじめ、職員の定員管理や資質向上に努めます。

また、財政基盤強化のため自主財源の確保に努めるとともに、限りある財源を有効に活用していきます。

#### 4 呉市の役割

合併に伴い拡大する市域の一体性の確保や多様な就業・就学機会、医療・福祉、文化・都市的賑わいなどの機会を提供するため、総合的な交通ネットワークの整備をはじめ産業業務機能や情報通信機能の充実など高次都市機能を強化し、新市の拠点性の向上と一体的な発展を図ります。

#### 5 川尻町の役割

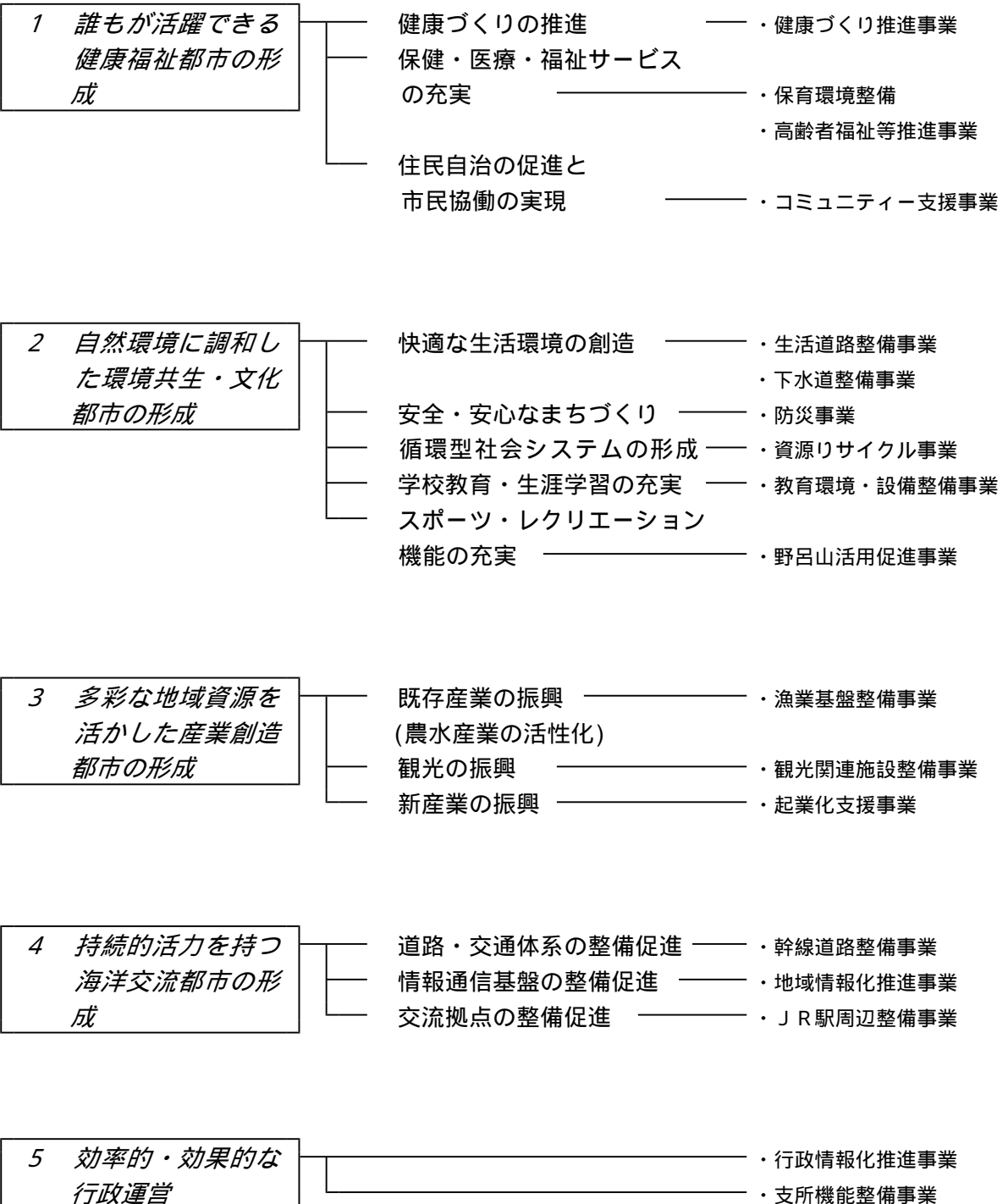
新市の拠点性の向上及び定住機能の確保と地域活性化を図るため、都市近郊型の定住機能の強化を図り均衡ある発展と魅力ある街づくりを推進するため、地場産業の振興と相まった多様な活動を支える自立したサブ拠点としての機能を充実します。

また、国立公園野呂山の優れた景観や歴史的資源を活用しながら広域的なレクリエーション機能の充実を図ることで、自然を体感する「学び」「遊び」「癒し」のゾーンとしての役割を担うことが期待されます。

まちづくりの基本方針

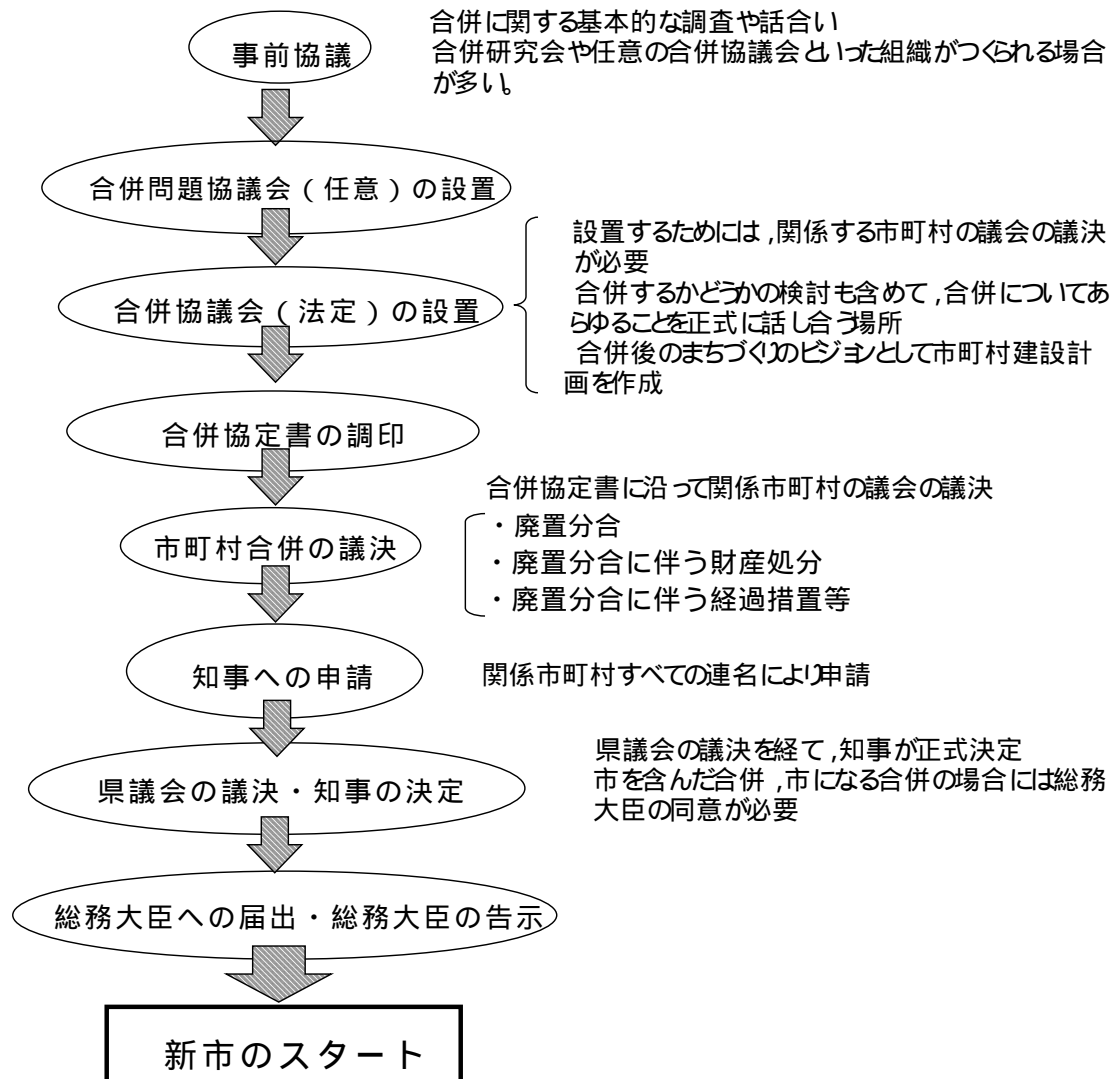
施策

(主要)事業名



## 任意協議会と法定協議会

区 分	任 意 協 議 会	法 定 協 議 会
根 拠 法 令	なし	地方自治法第252条の2 合併特例法第3条
議 会 手 続 き	なし	議会の議決が設置要件
県 へ の 手 続 き	なし	県知事への設置の届出
法 人 格	なし	なし
役 割	合併問題に関する調査検討 行政内容の比較検討 住民啓発及び機運醸成	市町村建設計画の作成 合併協定項目に関する協議等
構 成 メ ン バ ー	関係市町村の議会の議員 関係市町村の首長その他の職員 学識経験者	関係市町村の議会の議員 関係市町村の首長その他の職員 学識経験者



# 「市町村の合併の特例に関する法律(合併特例法)」

## (昭和40年法律第6号)の概要

(平成17年3月31日までに行われた市町村の合併について適用)

### 1 趣旨 (第1条)

市町村行政の広域化の要請に対処し、自主的な市町村の合併を推進し、あわせて合併市町村の建設に資することを目的とする。

### 2 合併協議会 (第3条)

合併をしようとする市町村は、合併の是非を含め、市町村建設計画の作成やその他合併に関する協議を行うための協議会を設置する。

合併協議会の会長及び委員は、関係市町村の議会の議員、長、その他の職員、学識経験者の中から選任する。このほか、委員については、請求代表者又は同一請求代表者を加えることができる。

### 3 住民発議制度 (第4条、第4条の2)

有権者の50分の1以上の者の署名をもって、市町村長に対して、合併協議会の設置の請求を行うことができる。

全ての関係市町村で同一内容の請求が行われた場合には、全ての関係市町村長は、合併協議会設置協議について、議会にその意見を付して付議しなければならない。

合併協議会設置協議についての議会審議においては、請求を行った代表者は意見を述べる機会を与えられなければならない。

議会の審議において合併協議会設置協議が否決された場合には、市町村長による請求又はこれがなかった場合における有権者の6分の1以上の署名による請求により、合併協議会設置協議について選挙人の投票に付するよう請求することができる。有効投票総数の過半数の賛成があったときは、議会の議決があったものとみなす。

### 4 市町村建設計画 (第5条)

合併市町村がハード・ソフト両面の施策を総合的かつ効果的に推進するため、合併市町村、都道府県が実施する事業等を内容とする計画を作成する。

また、合併市町村は、あらかじめ都道府県知事に協議し、議会の議決を経て、計画を変更することができる。

なお、住民発議により設置された合併協議会においては、市町村建設計画の作成等の状況を、合併協議会の設置の日から6ヶ月以内に請求代表者に通知するとともに、公表しなければならない。

5 **市となるべき要件の特例** (第5条の2、第5条の3、附則第2条の2)

平成16年3月31日までに、合併する場合に限り、市制施行のための要件を、人口3万以上とするとともに、連たん要件等の人口以外の要件を不要とする。

平成16年4月1日から平成17年3月31日までに、合併する場合に限り、市制施行のための人口に関する要件は、4万以上とする(連たん要件等の人口以外の要件は必要)。

なお、市の全域を含む区域をもって平成17年3月31日までに行われる新設合併にあっては、市制施行のための要件をいずれか備えていない場合でも備えているものとみなす。

6 **地域審議会** (第5条の4)

合併前の関係市町村の協議により、旧市町村の区域ごとに、合併市町村の長の諮問により審議又は必要な事項につき意見を述べる審議会(地域審議会)を置くことができる。

7 **議会の議員の定数・在任に関する特例** (第6条、第7条)

(1) 新設合併の場合

- 1) 定数特例を活用する場合(設置選挙を実施)  
合併市町村の議員定数の2倍まで定数増(最初の任期)
- 2) 在任特例を活用する場合  
合併前の議員が2年までの期間在任が可能

(2) 編入合併の場合

- 1) 定数特例を活用する場合(増員選挙を実施)  
増員選挙及び次の一般選挙による議員の任期まで定数増が可能  
定数増:  $(\text{編入先の旧定数}) \times (\text{被編入の旧人口}) / (\text{編入先の旧人口})$   
増員選挙による任期: 編入先の市町村の議員の残任期間
- 2) 在任特例を活用する場合  
編入先の議員の任期まで在任が可能  
さらに次の一般選挙による議員の任期まで定数増が可能

8 **市町村の議会の議員の退職年金に関する特例** (第7条の2)

関係市町村の議会の議員のうち、合併がなければ退職年金の在職期間の要件(在職12年以上)を満たすこととなる者は、当該要件を満たしているとみなす。

9 **農業委員会の委員の任期等に関する特例** (第8条)

選挙による委員は、一定数以内、一定期間に限り、引き続き在任することができる。

10 **職員の身分の取扱い** (第9条)

一般職の職員が引き続き職員の身分を保有するようにし、また公正に取り扱わなければならない。

11 **一部事務組合等に関する特例** (第9条の2)

一部事務組合又は広域連合の構成団体のうち一団体以外のすべての市町村が、新設合併又は編入されることにより廃止される場合には、関係地方公共団体の協議による規約の改正等によって、合併後も当該一部事務組合又は広域連合が存続することができる。

12 **地方税に関する特例** (第10条)

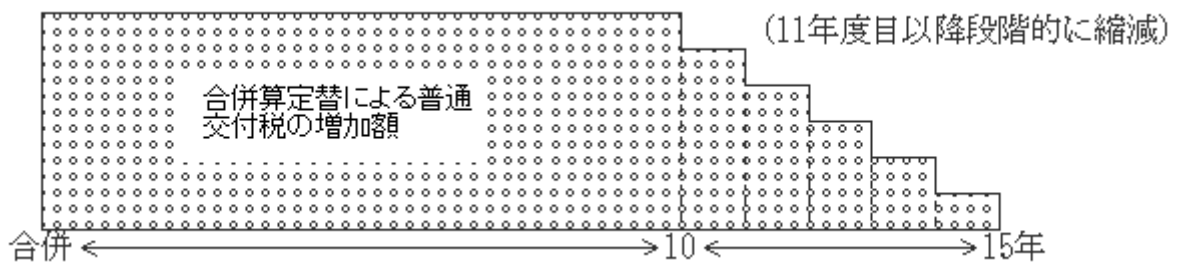
合併が行われた日の属する年度及びこれに続く5年度に限り、課税をしないこと又は不均一の課税をすることができる。

合併により新たに人口30万以上の市となった場合における当該市に対する事業所税の課税団体の指定は合併の日から起算して5年間に行わないものとする。ただし、合併市の人口が、30万を合併関係市町村の人口のうち最も多いもので除して得た数値に、合併市町村の人口を乗じて得た人口以上となった場合はこの限りでないものとする。

13 **地方交付税の額の算定の特例** (第11条)

合併が行われた日の属する年度及びこれに続く10年度について、合併関係市町村が合併しなかった場合と同様に算定し、その後5年度については段階的に増加額を縮減する。





14 **地方債の特例等** (第 11 条の 2)

(1) 市町村建設計画に基づく次の事業又は基金の積立てで特に必要と認められるものは、合併が行われた日の属する年度及びこれに続く 10 年度に限り、地方債を充当でき、元利償還金の一部は、基準財政需要額に算入する。

- 1) 一体性の速やかな確立・均衡のある発展のための公共的施設の整備事業等
- 2) 地域住民の連帯の強化・旧市町村の区域の地域振興等のための基金の積立て

(2) 「市町村建設計画」を達成するための事業に要する経費に充当する地方債について特別の配慮をする。

15 **災害復旧事業費の国庫負担等の特例** (第 13 条)

災害等に対する国の財政援助につき、合併市町村が不利益とならないようにする。

16 **流域下水道に関する特例** (第 14 条)

流域下水道の関係市町村が、合併により一の市町村となった場合、都道府県と関係市町村の協議により、合併の日から起算して 10 年を経過する日の属する年度の末日までの範囲で当該協議で定める期間に限り、当該下水道を流域下水道とみなし、下水道法の規定を適用する。

17 **都道府県の議会の議員の選挙区に関する特例** (第 15 条)

一定期間に限り、従前の選挙区によるか、または合併市町村が従前に属していた郡市の区域を合わせて一選挙区を設けることができる。

18 **国、都道府県等の協力等** (第 16 条)

(1) 国の役割

- 1) 都道府県及び市町村の自主的合併に関する助言、情報の提供等を実施
- 2) 合併市町村の建設に資するため必要な財政上の措置その他の措置

(2) 都道府県の責務

- 1) 市町村の自主的合併に関する助言、情報の提供等を実施
- 2) 市町村の求めに応じた市町村相互間の必要な調整
- 3) 市町村建設計画の達成のための事業の実施その他の必要な措置

19 **合併協議会設置の勧告** (第 16 条の 2)

都道府県知事が公益上必要と認める場合に、関係市町村に対し合併協議会の設置の勧告をする場合には、あらかじめ関係市町村の意見を聴くとともに、勧告した場合には、その旨を公表しなければならない。

20 **特別区に関する特例** (第 17 条)

この法律の規定は、地方交付税の額の算定に関する規定(第 11 条及び第 11 条の 2 第 2 項)を除き、特別区にも適用される。

21 **罰則** (第 18 条、第 19 条)

合併協議会の設置の直接請求における署名の収集については、署名に関する自由妨害、署名の偽造、署名数の増減、関係書類の抑留・毀損・奪取、違法な氏名代筆行為、違法な手続による署名収集を行った者に対して罰則が適用され、署名の効力を市町村選挙管理委員会において決定する場合には、出頭・証言の拒否、虚偽の陳述を行った者に対して罰則が適用される。

[参考] **過疎地域自立促進特別措置法(過疎法)(平成 12 年法律第 15 号)上の合併特例**(平成 12 年 4 月 1 日から平成 22 年 3 月 31 日まで)

**市町村の合併があった場合の特例** (過疎法第 33 条第 2 項)

過疎地域の市町村を含む合併があった場合には、合併市町村が過疎地域に該当しない場合であっても、合併市町村のうち旧過疎地域のみを過疎地域とみなして、過疎法上の措置をすべて適用する。

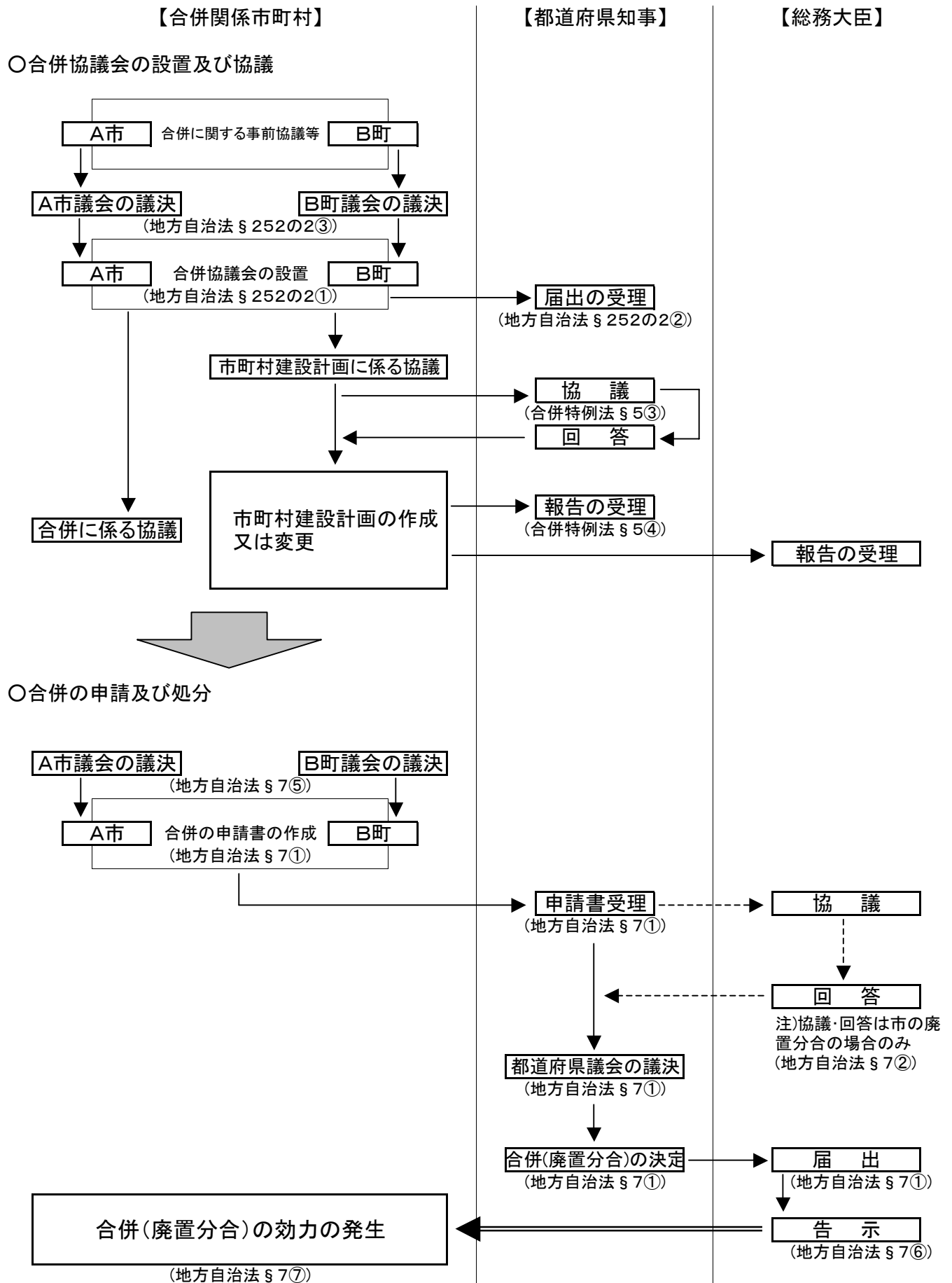
# 合併形態による相違点

資料 3

区 分		編 入 合 併	新 設 合 併
合併市町村の名称		編入する市町村の名称。	新たに定める。
事務所の位置		編入する市町村の事務所の位置が一般的。	新たに定める。
議 会 議 員	原 則	編入する市町村の議員は在任し，編入される市町村の議員は身分を失う。（地方自治法に定められる議員定数の範囲内で増員選挙を行うことができ，任期は編入する市町村の議員の残任期間）	(1)合併関係市町村の議員は身分を失う。 (2)地方自治法に定める定数の議員の選挙（設置選挙）を行い，新議員を選出。任期は設置選挙の日から4年。
	特 例	（定数特例） 編入する市町村議会の議員の任期相当期間について，人口に応じ，合併市町村の議員定数を増加し，編入される市町村の区域ごとに選挙区を設け定数配分が可能。 （在任特例） 編入される市町村議会の議員で合併市町村議会の被選挙権を有する者について，編入する市町村議会の議員の残任期間相当在任可能。 合併時に特例制度を適用の場合，合併後最初に行われる一般選挙について定数特例の適用が可能。	（定数特例） 設置選挙により選出される議員の任期に限り法定数の2倍まで増員可能。 （在任特例） 合併関係市町村の議会議員で合併市町村の議会議員の被選挙権を有する者は，全員2年以内の間引き続き在任可能。
農 業 委 員 会 委 員	原 則	編入される市町村の委員は身分を失い，編入する市町村の委員はそのまま在任	合併関係市町村の委員は身分を失い，選挙及び選任により新たに委員を選出
	特 例	編入される市町村の選挙による委員のうち合併市町村の委員の被選挙権を有する者は，40人までの範囲で編入する市町村の委員の在任期間在任可能。	合併関係市町村の選挙による委員のうち，合併市町村の委員の被選挙権を有する者は，10～80人の範囲で1年以内の間在任可能。
特別職		編入される市町村の特別職は失職する。	合併関係市町村の特別職は全員失職する。（新市の首長は選挙により選出。助役等は新たに任命。）
一般職の職員		編入される市町村の職員は，全員編入する市町村に引き継がれる。	消滅する合併関係市町村の職員は全員失職し，全員合併市町村に引き継がれる。
条例・規則		編入される市町村の条例・規則は失効し，編入する市町村の条例・規則に統一される。	合併関係市町村の条例・規則は全て失効し，合併市町村において新たに制定することとなる。
建設計画の作成		少なくとも，編入される市町村の区域についての建設計画を作成する必要がある。	合併関係市町村全域に係る建設計画を作成する必要がある。

（注）農業委員会の委員については，合併市町村に1つの委員会を置くこととする場合について記載。

# 市町村合併の手続きの概要



呉市行政機構図

平成14年4月1日

・市長事務部局

(14部7所場50課133係(9支所, 14保育所は除く。))

課長(次長, 参事補の兼務を含む。), 単独の主幹及び単独の課長補佐は, 課職員数に含めるが, 係の職員数には含めない。臨時・非常勤職員については, 課職員数に含めない。



・消防  
(2部3課1室2.5係)  
【消防局】(328)

消防長(1), 次長(1)  
局付(1)

総務課(11) — 庶務(2), 企画広報(3), 経理(3), 消防団(2)  
警防課(9) — 警防(2), 救急救助(2), 調査(2), 装備(2)  
通信指令室(13) — 通信第1(6), 通信第2(6)  
予防課(8) — 予防(2), 危険物(2), 指導(3)  
【総務課付(4) (研修派遣2, 総務課勤務2)】

西消防署(126) — 庶務(2), 警防(2), 警防第1(4), 警防第2(4), 予防(6), 査察(6)  
署長(1), 副署長(1)  
東消防署(153) — 庶務(2), 警防(2), 警防第1(4), 警防第2(4), 予防(6), 査察(6)  
署長(1), 副署長(1)

防災センター(1)

・水道事業  
(2部6課2.4係)  
【水道局】(203)

水道企業管理者

【業務部】(62) — 総務課(20) — 総務(6), 企画調整(5), 職員(5), 管財(3)  
部長(1) — 経営課(15) — 経理(9), 資材(5)  
— 業務課(26) — 業務(4), 相談(4), 料金(17)

【工務部】(141) — 工務課(30) — 庶務(4), 計画(7), 管路情報(3), 建設(14)  
部長(1) — 配水課(42) — 事務(4), 維持(28), 給水装置(9)  
— 浄水課(68) — 施設管理(5), 電機(6)  
— 平原浄水場(13), 宮原浄水場(16), 本庄浄水場(13), 三永水源地(2), 二級水源地(4), 水質試験所(8)

・交通事業  
(1室6課1.5係5所)  
【交通局】(348)

交通企業管理者

次長(1)

総務課(8) — 総務広報(2), 人事(4)  
営企画課(10) — 営企画(5), 契約用度(3), 精算(1)  
管業課(7) — 貸切観光(3), 案内乗車券(2)  
整備課(19) — 整備(11), 警固屋整備(3), 東整備(4)

輸送対策室 — 輸送計画課(8) — 事業計画(3), 路線計画(4)  
— 輸送管理課(295) — 輸送管理(2), 教習(2), 事故対策(3)

— 警固屋営業所(76) — 江能出張所(12)  
— 東営業所(113)  
— 昭和営業所(53) — 中央出張所(32)

・国民宿舎事業

国民宿舎音戸ロッジ(17)

・議会  
(2課3係)

事務局(18)  
局長(1)

庶務課(8) — 庶務(7)  
議事課(9) — 議事(5), 調査記録(3)

・教育委員会  
(2部6課1.2係)  
【事務局】(283)  
(教育長)

【教育総務部】  
(103)  
部長(1)  
次長(2)

生涯学習課(6) — 総務(4)  
— 社会教育(5), 家庭教育(4), 文化(3)  
— 管理課(13) — 経理(3), 施設(5)  
— スポーツ振興課(9) — スポーツ振興(9)  
— 体育館(兼務), 大空山体育館(兼務), 昭和体育館(兼務), 警固屋体育館(兼務), スポーツ会館(兼務), 広武道場(兼務), 温水プール(兼務)

公民館 — 中央(5)  
— 阿賀(1)  
— 昭和東(2)  
— 昭和(5)  
— 郷原(1)  
— 天心(1)  
— 吉浦(1)  
— 仁方(1)  
— 広(1)  
— 二川(2)  
— 宮原(2)  
— 警固屋(2)

文化フロア(1)  
中央図書館(15) — 図書(8)  
— 広図書館(2), 昭和図書館(2)

美術館(5) — 参事(兼)美術館長を含む。  
入船山記念館(3)  
広青年教育センター(3)  
大空山青年の家(3)  
野外活動センター(兼務)  
視聴覚ライブラリー(兼務)  
管理運営(5)

【学校教育部】(33)  
部長(1)  
次長(1)

学校教育課(22) — 庶務(3), 教職員(3), 教育指導(8)  
(人権啓発室併任6名を含む。)  
— 学校安全課(9) — 保健給食(4), 生徒指導(4)  
— 青少年指導センター(兼務)

— 小学校(38校)(89)  
— 中学校(19校)(15)  
— 高等学校(1校)(43)

・選挙管理委員会

事務局(5) — 選挙(4)  
局長(併任)

・監査委員

事務局(7)  
局長(1)

・農業委員会

事務局(5) — 農地営農(4)  
局長(併任)

・公平委員会

事務局(併任)

・固定資産評価審査委員会

# 川尻町組織図

平成14年4月1日現在

